

平成31年3月29日

平成30年鳥羽市議会会議

提出議案新旧対照表

鳥羽市長

目

次

1	鳥羽市市税条例（第1条による改正）	・・・	1
2	鳥羽市市税条例（第2条による改正）	・・・	18
3	鳥羽市市税条例（第3条による改正）	・・・	29
4	鳥羽市市税条例の一部を改正する条例（平成28年条例第15号）（第4条による改正）	・・・	31
5	鳥羽市市税条例の一部を改正する条例（平成30年条例第15号）（第5条による改正）	・・・	33
6	鳥羽市都市計画税条例	・・・	37
7	鳥羽市国民健康保険税条例	・・・	39

新旧対照表

(件名) 鳥羽市市税条例 (昭和31年条例第11号) (第1条による改正)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金又は金銭を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>附 則</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の市民</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金又は金銭を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>附 則</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、<u>法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p>	<p>税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、<u>法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p><u>2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。</u></p> <p><u>（1） 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）</u></p> <p><u>（2） 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を</u></p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>2 <u>前項の規定の適用</u>がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。</p> <p>（寄附金税額控除における特例控除額の特例）</p> <p>第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、<u>法第314条の7第11項第2号</u>若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とす</p>	<p><u>受けている者であって、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合</u></p> <p>3 <u>第1項の規定の適用</u>がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。</p> <p>（寄附金税額控除における特例控除額の特例）</p> <p>第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、<u>法第314条の7第2項第2号</u>若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とす</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>る。</p> <p>（個人の市民税の<u>寄附金税額控除</u>に係る申告の特例等）</p> <p>第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出（第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、<u>法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金</u>（以下この項及び次条において「<u>特例控除対象寄附金</u>」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、<u>特例控除対象寄附金を受領する都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長</u>（次項及び第3項において「<u>都道府県知事等</u>」という。）に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。</p> <p>2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第</p>	<p>る。</p> <p>（個人の市民税の<u>寄附金控除額</u>に係る申告の特例等）</p> <p>第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出（第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、<u>法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金</u>（以下この項及び次条において「<u>地方団体に対する寄附金</u>」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、<u>地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長</u>に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。</p> <p>2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った<u>都道府県知事等</u>に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。</p> <p>3 申告特例の求めを受けた<u>都道府県知事等</u>は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。</p> <p>4 （略）</p>	<p>1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った<u>地方団体の長</u>に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。</p> <p>3 申告特例の求めを受けた<u>地方団体の長</u>は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。</p> <p>4 （略）</p>
<p>第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に<u>特例控除対象寄附金</u>を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）<u>には</u>、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p>	<p>第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に<u>地方団体に対する寄附金</u>を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）<u>においては</u>、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>5 法附則第15条第30項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第30項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>7 法附則第15条第30項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>8 法附則第15条第31項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>9 法附則第15条第31項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>る。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>5 法附則第15条第29項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第29項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>7 法附則第15条第29項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>8 法附則第15条第30項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>9 法附則第15条第30項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>

改正案（新）	現行（旧）
11 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。	11 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
12 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。	12 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
13 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。	13 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
14 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。	14 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
15 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。	15 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。
16 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。	16 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。
17 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。	17 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。
18 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。	18 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。
19 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。	19 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。
20 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とす	20 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とす

改正案（新）	現行（旧）
<p>る。</p> <p>21 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。</p> <p>る。</p> <p>22 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>る。</p> <p>23 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>る。</p> <p>24 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、零とする。</p> <p>25 （略）</p> <p>（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第10条の3 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 <u>法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p>	<p>る。</p> <p>21 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。</p> <p>る。</p> <p>22 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>る。</p> <p>23 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>る。</p> <p>24 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は、零とする。</p> <p>25 （略）</p> <p>（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第10条の3 （略）</p> <p>2～5 （略）</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積</u></p> <p>(3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p> <p><u>7</u> 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第12条第19項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p><u>8</u> 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p><u>6</u> 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第12条第17項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p><u>7</u> 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p>
<p><u>9</u> 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p><u>8</u> 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p>
<p><u>10</u> (略)</p>	<p><u>9</u> (略)</p>
<p><u>11</u> 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これ</p>	<p><u>10</u> 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これ</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>らの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令<u>附則第12条第31項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p><u>12</u> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第12条第19項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>13</u> (略)</p>	<p>らの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令<u>附則第12条第29項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p><u>11</u> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第12条第17項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>12</u> (略)</p>

改正案（新）	現行（旧）						
<p>（軽自動車税の税率の特例）</p> <p>第16条 <u>平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する平成31年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>	<p>（軽自動車税の税率の特例）</p> <p>第16条 <u>法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>						
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>						
<p>削除</p>	<p>2 <u>法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1133 1198 2083 1372"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1133 1198 1384 1289">第2号ア</td> <td data-bbox="1384 1198 1733 1289">3,900円</td> <td data-bbox="1733 1198 2083 1289">1,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 1289 1384 1372"></td> <td data-bbox="1384 1289 1733 1372">6,900円</td> <td data-bbox="1733 1289 2083 1372">1,800円</td> </tr> </tbody> </table>	第2号ア	3,900円	1,000円		6,900円	1,800円
第2号ア	3,900円	1,000円					
	6,900円	1,800円					

改正案 (新)	現 行 (旧)		
削除		10,800円	2,700円
		3,800円	1,000円
		5,000円	1,300円
	<p>3 <u>法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第5項を除く。）において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>		
	第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円	
	10,800円	5,400円	
	3,800円	1,900円	

改正案 (新)	現 行 (旧)															
<p>削除</p> <p>2. <u>法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には</u></p>		5,000円 2,500円														
	<p>4. <u>法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1120 721 1384 813">第2号ア</td> <td data-bbox="1386 721 1733 813">3,900円</td> <td data-bbox="1736 721 2094 813">3,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1386 815 1733 908">6,900円</td> <td data-bbox="1736 815 2094 908">5,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1386 909 1733 1002">10,800円</td> <td data-bbox="1736 909 2094 1002">8,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1386 1003 1733 1096">3,800円</td> <td data-bbox="1736 1003 2094 1096">2,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1386 1098 1733 1169">5,000円</td> <td data-bbox="1736 1098 2094 1169">3,800円</td> </tr> </tbody> </table>	第2号ア	3,900円	3,000円		6,900円	5,200円		10,800円	8,100円		3,800円	2,900円		5,000円
第2号ア	3,900円	3,000円														
	6,900円	5,200円														
	10,800円	8,100円														
	3,800円	2,900円														
	5,000円	3,800円														
<p>2. <u>法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には</u></p>	<p>5. <u>法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には</u></p>															

改正案（新）		現行（旧）										
<p>平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、<u>次の表</u>の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		<p>平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、<u>第2項の表</u>の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>										
第2号ア	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> </tr> </tbody> </table>	3,900円	1,000円	6,900円	1,800円	10,800円	2,700円	3,800円	1,000円	5,000円	1,300円	
3,900円	1,000円											
6,900円	1,800円											
10,800円	2,700円											
3,800円	1,000円											
5,000円	1,300円											
<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、<u>次の表</u>の左欄に</p>	<p>6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、<u>第3項の表</u>の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>											

改正案（新）			現行（旧）		
掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。					
第2号ア	3,900円	2,000円			
	6,900円	3,500円			
	10,800円	5,400円			
	3,800円	1,900円			
	5,000円	2,500円			
<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		

改正案（新）			現行（旧）		
第2号ア	3,900円	3,000円			
	6,900円	5,200円			
	10,800円	8,100円			
	3,800円	2,900円			
	5,000円	3,800円			
<p>（軽自動車税の賦課徴収の特例）</p> <p>第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車 が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車 に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附 則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項にお いて同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2～4 （略）</p>			<p>（軽自動車税の賦課徴収の特例）</p> <p>第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車 が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車 に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附 則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項にお いて同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2～4 （略）</p>		

新旧対照表

(件名) 鳥羽市市税条例(昭和31年条例第11号) (第2条による改正)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
<p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。</u></p> <p><u>7</u> (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p><u>9</u> (略)</p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p>
<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>同項に規定する給与等の支払者</u>(以下この条において「給与支払</p>	<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>同項の給与等の支払者</u>(以下この条において「給与支払者」とい</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者<u>又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者</u>（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者</u>（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に<u>公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に</u></p>	<p>う。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>同項の公的年金等の支払者</u>（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に<u>同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</u></p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が<u>所得税法第203条の6第2項</u>に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>所得税法第203条の6第6項</u>に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところに</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が<u>所得税法第203条の5第2項</u>に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>所得税法第203条の5第5項</u>に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところに</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>より、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 （略）</p> <p>（市民税に係る不申告に関する過料）</p> <p>第36条の4 市民税の納税義務者が第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第8項若しくは第9項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し10万円以下の過料を科する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>附 則</p> <p><u>（軽自動車税の環境性能割の非課税）</u></p> <p>第15条の2 <u>法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間（附則第15条の6第3項に</u></p>	<p>より、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 （略）</p> <p>（市民税に係る不申告に関する過料）</p> <p>第36条の4 市民税の納税義務者が第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定によって提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第7項若しくは第8項の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>附 則</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p><u>において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</u></p> <p>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）</p> <p><u>第15条の2の2（略）</u></p> <p><u>2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車</u><u>が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</u></p> <p><u>3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に</u></p>	<p>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）</p> <p><u>第15条の2（略）</u></p>

改正案（新）	現行（旧）
<p><u>必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</u></p> <p><u>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u></p> <p>（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）</p> <p>第15条の6 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p><u>3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。</u></p>	<p>（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）</p> <p>第15条の6 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改正案（新）	現行（旧）	
<p>（軽自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>（軽自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p>第16条 法附則第30条に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	
第2号ア（イ）	3,900円	1,000円

改正案（新）			現行（旧）		
第2号ア（ウ） a（a）	6,900円	1,800円			
第2号ア（ウ） a（b）	10,800円	2,700円			
第2号ア（ウ） b（a）	3,800円	1,000円			
第2号ア（ウ） b（b）	5,000円	1,300円			
<p>3 <u>法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車</u>が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>					
第2号ア（イ）	3,900円	2,000円			

改正案（新）			現行（旧）		
第2号ア（ウ） a（a）	6,900円	3,500円			
第2号ア（ウ） a（b）	10,800円	5,400円			
第2号ア（ウ） b（a）	3,800円	1,900円			
第2号ア（ウ） b（b）	5,000円	2,500円			
<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>					
第2号ア（イ）	3,900円	3,000円			
第2号ア（ウ） a（a）	6,900円	5,200円			

改正案（新）			現行（旧）		
第2号ア（ウ） a（b）	10,800円	8,100円			
第2号ア（ウ） b（a）	3,800円	2,900円			
第2号ア（ウ） b（b）	5,000円	3,800円			
<p><u>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</u></p> <p>第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消し</p>			<p><u>（軽自動車税の賦課徴収の特例）</u></p> <p>第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによ</p>		

改正案（新）	現行（旧）
<p><u>たことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。</u></p> <p><u>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u></p>	<p><u>るものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。</u></p> <p><u>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u></p> <p><u>4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第16条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。</u></p>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市市税条例(昭和31年条例第11号)(第3条による改正)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は<u>単身児童扶養者</u>(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当</u></p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は<u>寡夫</u>(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
<p><u>該軽自動車</u>が平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成34年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>当該軽自動車</u>が平成34年4月1日から平成35年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成35年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から<u>第5項</u>までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から<u>第4項</u>までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市市税条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第15号)(第4条による改正)

改正案(新)	現行(旧)
<p>(鳥羽市市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 鳥羽市市税条例(昭和31年条例第11号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>附則第15条の次に次の5条を加える。</p> <p>(中略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第15条の6 (略)</p> <p>2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、<u>当分の間</u>、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p>附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「三輪」を「3輪」に改め、「<u>平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)</u>を受けた法附則第30条第1項」を「<u>法附則第30条</u>」に、「平成31年度分」を「<u>当該軽自動車</u>が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算</p>	<p>(鳥羽市市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 鳥羽市市税条例(昭和31年条例第11号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>附則第15条の次に次の5条を加える。</p> <p>(中略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第15条の6 (略)</p> <p>2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p>附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「三輪」を「3輪」に改め、「<u>初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による</u>」を「<u>最初の法第444条第3項に規定する</u>」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。</p>

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
<p data-bbox="174 272 1106 363"><u>して14年を経過した月の属する年度以後の年度分</u>」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。</p> <div data-bbox="168 376 978 437" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div> <p data-bbox="197 512 277 544">(後略)</p>	<div data-bbox="1146 376 1957 437" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div> <p data-bbox="1176 512 1256 544">(後略)</p>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市市税条例等の一部を改正する条例(平成30年条例第15号) (第5条による改正)

改正案 (新)	現 行 (旧)
<p>(鳥羽市市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 鳥羽市市税条例(昭和31年条例第11号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>第48条第1項中「による申告書」の次に「(第10項、<u>第11項及び第13項</u>において「納税申告書」という。)」を加え、同条第7項中「第52条第2項」を「第52条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。 第48条に<u>次の8項</u>を加える。</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の</p>	<p>(鳥羽市市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 鳥羽市市税条例(昭和31年条例第11号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>第48条第1項中「による申告書」の次に「(第10項<u>及び第11項</u>において「納税申告書」という。)」を加え、同条第7項中「第52条第2項」を「第52条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。 第48条に<u>次の3項</u>を加える。</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の</p>

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
<p>申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第12項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>11 (略)</p> <p>12 第10項の規定により行われた同項の申告は、<u>申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</u></p> <p>13 <u>第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる</u><u>と認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。</u><u>法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の申告についても、同様とする。</u></p> <p>14 <u>前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用</u></p>	<p>申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法<u>その他施行規則で定める方法</u>により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>11 (略)</p> <p>12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</p>

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
<p><u>を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</u></p> <p><u>17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</u></p> <p>(後略)</p> <p>附 則</p>	<p>(後略)</p> <p>附 則</p>

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
<p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第1条中鳥羽市市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に<u>8項</u>を加える改正規定並びに次条第4項の規定 平成32年4月1日</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 新条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から<u>第17項</u>までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p>	<p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第1条中鳥羽市市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に<u>3項</u>を加える改正規定並びに次条第4項の規定 平成32年4月1日</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 新条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から<u>第12項</u>までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市都市計画税条例(昭和49年条例第16号)

改正案(新)	現行(旧)
<p>附則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(法附則第15条第40項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。</p> <p>(法附則第15条第44項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第45項の条例で定める割合)</p> <p>5 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>6 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律</p>	<p>附則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(法附則第15条第39項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。</p> <p>(法附則第15条第43項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第44項の条例で定める割合)</p> <p>5 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>6 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する第4号による通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>第27号) 第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。) 又は法人番号 (同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。) (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>7～13 (略)</p> <p>14 法附則第15条第1項、第13項、<u>第18項、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>	<p>(2)～(6) (略)</p> <p>7～13 (略)</p> <p>14 法附則第15条第1項、第13項、<u>第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項から第44項まで若しくは第47項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市国民健康保険税条例 (昭和35年条例第2号)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>58万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>58万円</u>とする。</p> <p>3・4 (略)</p>
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>58万円</u>を超える場合には、<u>58万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>275,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>ア～カ（略）</p> <p>（3） 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>51万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ（略）</p>	<p>ア～カ（略）</p> <p>（3） 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>50万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ（略）</p>